

技術資料等説明書

災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定の締結に係る公告に基づく協定締結については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和6年1月26日

2. 基本協定担当官等

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所長 山下 尚

3. 基本協定の概要

(1) 基本協定名

災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定

(2) 基本協定の目的

公告1. (2) のとおり。

(3) 基本協定の実施内容

公告1. (3) のとおり。

(4) 基本協定区間及び締結予定業者数

公告1. (4) のとおり。

(5) 基本協定の期間

公告1. (5) のとおり。

(6) 基本協定締結業者の選定

公告1. (6) のとおり。

(7) その他

公告1. (7) のとおり。

4. 参加資格要件

(1) 参加資格要件は、公告2. (1) から (8) のとおり。

5. 担当部局

〒830-8570

福岡県久留米市高野1丁目3番1号 (電話 ㈹0942-32-8245)

国土交通省 九州地方整備局 九州技術事務所 技術活用・人材育成課

担当 : 課長 原田 肇 (内線381)

指導員 榎田 昭二 (内線387)

6. 基本協定締結参加申請書（技術資料を含む）の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間 : 令和6年1月26日（金）から令和6年2月20日（火）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

(2) 提出場所 : 5. と同じ

(3) 提出方法 : 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

ただし、郵送する際は表封筒に「『災害時における無人化施工の現場マネジメントに関する基本協定』に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在中」と明記する。

(4) 一般競争（指名競争）参加資格認定通知書又は受付票・受理票の写しを付けること。

7. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

「別添一 1」の各評価項目について評価基準に基づき評価する。

8. 技術資料の作成

技術資料は、「9. 技術資料の作成方法及び留意事項」に基づき作成するものとする。

9. 技術資料の作成方法及び留意事項

記載事項	作成方法及び留意事項
(1) 基本協定締結参加申請書	<p>① 提出様式は〔様式一 1〕とする。</p> <p>② 代表者印を押印すること。</p>
(2) 企業又は派遣技術者の業務又は工事の実績	<p>① 提出様式は〔様式一 2〕とする。</p> <p>② 平成 20 年度以降公示日までに完了した遠隔操縦式重機を用いた業務又は工事について、企業又は派遣技術者の業務実績を 1 件記載する。</p> <p>なお、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額 100 万円を超える業務又は工事を対象とする。</p> <p>ただし、(3) の災害時における応急復旧工事等の実績は対象外とする。</p>
(3) 企業の災害時における応急復旧工事又は関係する業務の実績	<p>① 提出様式は〔様式一 2〕とする。</p> <p>② 平成 20 年度以降公示日までに完了した企業の業務（再委託による業務の実績は含まない）又は工事（元請けの実績のみ。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合に限る）について、代表的な災害時の応急復旧工事又は関係する業務実績を 1 件記載する。</p> <p>なお、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額 100 万円を超える業務又は工事を対象とする。</p>
(4) 災害時における協定定締結実績	<p>① 提出様式は〔様式一 2〕とする。</p> <p>② 災害時対応に関する協定について、平成 20 年度以降公示日までに締結したものの中から、代表的な実績を 1 件記載する。協定の相手方は、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人とする。なお、協定は単体（経営共同企業体を除く）での締結実績とする。</p>
(5) 派遣技術者の所属する部署の所在地及び実績	<p>① 提出様式は〔様式一 3〕とする。</p> <p>② 派遣技術者の在籍部署の所在地を記載する。</p> <p>③ 在籍部署が複数箇所存在する場合、九州技術事務所より近い順から 2 力所を記載する。</p> <p>④ 九州技術事務所までの距離は、一般国道の使用による距離を記載すること。</p> <p>⑤ 遠隔操縦式重機を用いた工事又は関係する業務の実績を記載すること。</p>

※ 上表中 (2) から (5) ⑤までの実績は、元請けでの実績や協定元で有ることを証明できる資料（契約書のコピー等）を添付すること。

10. 技術資料等説明書に対する質問等

- (1) 技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間 : 令和6年1月29日（月）から令和6年2月6（火）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
 - ② 提出場所 : 5. に同じ。
 - ③ 提出方法 : 持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。
提出期間内に必着。）又はFAXにより提出する。
FAX番号 : 0942-32-8292
(注) FAXで提出した場合は、FAX送信後、5. の担当部局まで電話で着信確認すること。
- (2) (1)に対する回答は、質問を受理した日から3日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に次により回答する。
- ① 回答方法 : 紙による閲覧。
 - ③ 回答の閲覧場所 : 5. に同じ。
 - ③ 回答の閲覧期間 : 令和6年2月20日（火）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

11. 基本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、提出された技術資料を「別添一」の評価基準に基づき総合的に評価し、決定する。

その結果は、令和6年3月8日（金）までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

また、結果通知受理後、基本協定締結業者は、協定締結の日までに競争参加資格の認定を証明する書類（資格審査結果通知書の写し等）を5. の担当部局まで提出（FAXにて通知し、その後郵送で可。）すること。

12. 参加資格がないと認めた者の説明請求

- (1) 参加資格がないと認めた者には、その結果を令和6年3月8日（金）までにFAXにより通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を請求することができる。（様式は自由とする。）
- ① 提出期限 : 令和6年3月15日（金） 17時00分
 - ② 提出場所 : 5. に同じ
 - ③ 提出方法 : 10. (1) ③に同じ。
 - ④ 説明を求められたときは令和6年3月22日（金）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

13. その他

- (1) 技術資料の作成提出に係わる費用は提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

別添一 1 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1. 企業又は派遣技術者の業務又は工事の実績 [様式ー2]	<p>■ 遠隔操縦式重機を用いた工事又は関係する業務の実績(1件) 平成20年度以降公示日までに完了した遠隔操縦式重機を用いた業務又は工事について、企業又は派遣技術者の業務実績を1件記載する。 なお、国、都道府県、政令市、市町村、特殊法人等、特別地方公共団体、地方公社等、公益法人が発注した契約金額100万円を超える業務又は工事を対象とする。 ただし、(3)の災害時における応急復旧工事等の実績は対象外とする。 遠隔操縦式重機を用いた工事又は関係する業務の実績について、次のとおり評価する。 ①モニター画面のみの遠隔操作による工事 ②直接目視、モニター画面併用の遠隔操作による工事 ③直接目視での遠隔操作による工事 ④実績なし</p>	① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0
2. 企業の災害時における応急復旧工事又は関係する業務の実績 [様式ー2]	<p>■ 災害時における応急復旧工事又は関係する業務の実績(1件) 平成20年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）又は工事（元請けの実績のみ。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る）を対象として、次のとおり評価する。 ①九州地方整備局本局、事務所、管理所発注の応急復旧業務又は工事 ②①以外の応急復旧業務又は工事 ③実績なし</p>	① 10 ② 6 ③ 0
3. 災害時における協定締結実績 [様式ー2]	<p>■ 災害時における応急復旧工事に関わる協定締結実績(1件) 平成20年度以降公示日までに締結した協定について、次のとおり評価する。 ①九州地方整備局本局、事務所、管理所との協定締結 ②①以外の協定締結 ③協定締結実績なし</p>	① 10 ② 6 ③ 0
4. 派遣作業員の所属する部署の所在地 [様式ー3]	<p>■ 事務所までの距離 派遣技術者の所属する部署の所在地から九州技術事務所までの距離について、次のとおり評価する。 なお、複数ある場合は、最も近い場所を評価する。 ①30km以内 ②45km以内 ③60km以内 ④60km超</p>	① 10 ② 7 ③ 3 ④ 0
5. 派遣技術者の実績 [様式ー3]	<p>■ 派遣技術者の実績 派遣技術者の遠隔操縦式重機を用いた工事の施工又は関係する業務実績について、次のとおり評価する。 ①実績あり ②実績なし</p>	① 10 ② 0